

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 30 年 10 月 31 日（水）午前 8 時 27 分～午前 9 時
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育部長、教育部学校教育担当部長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 平成 30 年第 4 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2：第 4 回市議会定例会の招集期日は、12 月 3 日（月）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印＝構成員 ●印＝説明員	議題 1 平成 30 年第 4 回市議会定例会提出議案について (1) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 (総務部長説明) 常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改める必要がある ので、本案を提出する。 概要について、1 点目は、常勤の特別職の職員の期末手当の年間支給割合を 100 分の 10 引き上げて、100 分の 460 とする。2 点目は、平成 31 年度以降の期末手当の支給割合を、6 月期及び 12 月期が均等になるよう改める。 施行期日について、1 点目は公布の日からとし、平成 30 年 12 月 1 日から適用させる。2 点目は平成 31 年 4 月 1 日からとする。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (総務部長説明) 一般職の職員の初任給を改め、併せて規定を整備する必要がある ので、本案を提出する。 概要について、1 点目は、行政職給料表(1)を東京都に準拠し、初任給を引き上げるとともに初任層を引上げ改定する。2 点目は、平

成 31 年度以降の期末手当の支給割合を、6 月期及び 12 月期が均等になるよう改める。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日からとする。

職員の給与改定については、東京都人事委員会の勧告に準じて実施している。公民較差解消に基づく主な勧告内容は次のとおりである。1 点目として初任給を 1,000 円引き上げるとともに行政職給料表(1)の初任層を引上げ改定、2 点目として期末・勤勉手当の年間支給割合を 100 分の 10 引上げ、3 点目として平成 31 年度以降においては、6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるよう配分することとなっている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市民総合センター設置条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

武蔵村山市民総合センター高齢者在宅サービスセンターを廃止するとともに、武蔵村山市民総合センター子ども家庭支援センターの管理を行う者を変更する必要があるため、本案を提出する。

概要について、1 点目は、保健福祉総合センターを構成する施設のうち、高齢者在宅サービスセンターを削る（第 5 条関係）。2 点目は、指定管理者に管理を行わせる施設のうち、子ども家庭支援センターを削る（第 5 条の 2 関係）。3 点目は、その他所要の改正を行うものである。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市児童育成手当条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長説明)

所得税法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 4 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

条例第 4 条第 2 項中の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

施行期日は、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

所得税法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 4 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

条例第 3 条第 1 項第 1 号中の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

施行期日は、公布の日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市心身障害児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

（高齢・障害担当部長説明）

所得税法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 4 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

条例第 3 条第 1 項第 1 号中の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

施行期日は、公布の日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

（高齢・障害担当部長説明）

所得税法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 4 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

条例第 3 条第 2 項第 1 号中の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

施行期日は、公布の日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

（子ども家庭担当部長説明）

所得税法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 4 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

条例第 4 条第 1 項第 1 号中の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

施行期日は、公布の日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長説明)

所得税法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 4 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

条例第 4 条第 1 項中の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

施行期日は、公布の日からとする。

(質 疑)

○ (4)から(9)までの所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正は、まとめて整理条例として提出するのか。

● 本日庁議決定をいただいた後、同一理由による条例改正を整理条例という形で提出するかどうか、文書情報課において検討する予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 平成 30 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 4 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。なお、今回の補正予算規模は 2 億 1,600 万円程度を見込んでいる。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 平成 30 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 平成 30 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定によ

り、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 平成 30 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

（市民部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市民総合センター地域包括支援センターの指定管理者の指定について

（高齢・障害担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称は武蔵村山市民総合センター地域包括支援センター、所在地は武蔵村山市学園四丁目 5 番地の 1 である。

指定管理者の名称は社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会、主たる事務所の所在地は武蔵村山市学園四丁目 5 番地の 1、代表者は会長 吉澤 幹郎である。

指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までである。

非公募である。指定管理料の支払が発生するため、12 月議会で補正予算において債務負担行為を設定する。

(質 疑)

○ 指定の期間について、改元後の変更手続は必要なのか。

● 新たな元号を定める政令が公布されるまでの平成 31 年 5 月以降の年の表示は、原則として「平成」を使用するということになっており、国も東京都も同様の取扱いである。基本協定の効力には影響がないので、元号はそのまま「平成」を使用する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センターの指定管理者の指定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称は武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター、所在地は武蔵村山市学園四丁目5番地の1である。

指定管理者の名称は社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会、主たる事務所の所在地は武蔵村山市学園四丁目5番地の1、代表者は会長 吉澤 幹郎である。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までである。

非公募である。指定管理料の支払が発生するため、12月議会で補正予算において債務負担行為を設定する。

(結論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センターの指定管理者の指定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称は武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センター、所在地は武蔵村山市学園四丁目5番地の1である。

指定管理者の名称は社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会、主たる事務所の所在地は武蔵村山市学園四丁目5番地の1、代表者は会長 吉澤 幹郎である。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までである。

非公募である。指定管理料の支払が発生するため、12月議会で補正予算において債務負担行為を設定する。

(結論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市民総合センター訪問看護ステーションの指定管理者の指定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称は武蔵村山市民総合センター訪問看護ステーシ

ョン、所在地は武蔵村山市学園四丁目 5 番地の 1 である。

指定管理者の名称は一般社団法人武蔵村山市医師会、主たる事務所
の所在地は武蔵村山市本町一丁目 23 番地、代表者は会長 下田 雅大である。

指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までである。

非公募である。利用料金制を採用しており、介護報酬又は医療保険の収入によって利用料金を設定している。市から指定管理料の支払は発生しない。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 武蔵村山市民総合センターボランティア・市民活動センターの指定管理者の指定について

(協働推進部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称は武蔵村山市民総合センターボランティア・市民活動センター、所在地は武蔵村山市学園四丁目 5 番地の 1 である。

指定管理者の名称は特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場、主たる事務所の所在地は武蔵村山市大南五丁目 56 番地の 1 パピヨン大南 205 号、代表者は理事長 佐藤 哲子である。

指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までである。

公募で指定管理者の募集を行っており、指定管理料については補正予算において債務負担行為を設定する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(19) 武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンターの指定管理者の指定について

(協働推進部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称は武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンター、所在地は武蔵村山市緑が丘 1460 番地 1111 号棟 1 階である。

指定管理者の名称はシーズプレイス・東建社グループ、主たる事務所の所在地は立川市錦町一丁目 4 番 4 号 サニービル 2F、代

表者は株式会社シーズプレイス 代表取締役 森林 育代である。

指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までである。

公募で指定管理者の募集を行っており、指定管理料については補正予算において債務負担行為を設定する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(20) 武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称は武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター高齢者在宅サービスセンター、所在地は武蔵村山市緑が丘 1460 番地 1103 号棟 1 階である。

指定管理者の名称は社会福祉法人武蔵村山正徳会、主たる事務所の所在地は武蔵村山市伊奈平四丁目 10 番地の 2、代表者は理事長 笹本 悦弘である。

指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までである。

非公募である。利用料金制を採用しており、介護報酬によって施設を運営していくため、市から指定管理料の支払は発生しない。

(結 論)

提出議案として決定する。

(21) 武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター地域包括支援センターの指定管理者の指定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称は武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター地域包括支援センター、所在地は武蔵村山市緑が丘 1460 番地 1103 号棟 1 階である。

指定管理者の名称は社会福祉法人武蔵村山正徳会、主たる事務所の所在地は武蔵村山市伊奈平四丁目 10 番地の 2、代表者は理事長 笹本 悦弘である。

指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

	<p>である。</p> <p>非公募である。指定管理料の支払が発生するため、12月議会では補正予算において債務負担行為を設定する。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>(22) 市道路線の認定について (建設管理担当部長説明)</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、本案を提出する。</p> <p>開発行為に伴う寄附の申出を受け、市道路線として認定するものである。路線名は一般市道E第306号線、起点・終点ともに本町二丁目112番地先、幅員は5.00メートル、延長は15.68メートルである。なお、略図を次頁に記載している。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>(23) 市道路線の廃止について (建設管理担当部長説明)</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、路線を廃止するので、同条第3項の規定により本案を提出する。</p> <p>市道路線を廃止するものである。路線名は一般市道A第256号線、起点・終点ともに中藤五丁目5番地先、幅員は0.91メートル、延長は29.92メートルである。なお、略図を次頁に記載している。</p> <p>(質 疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 略図の該当区域について、凡例は黒塗りであるのに対して、 図では斜線になっている。 ● 修正する。 <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>議題2 その他</p> <p>(1) 第4回市議会定例会の招集期日について 第4回市議会定例会の招集期日は12月3日(月)である。</p>
--	--

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等:)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示(根拠法令等:)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課(内線: 374)</p>
--------------	-----------------------------

(日本工業規格A列4番)